4,600円以上	4,867円未満	3,660円
4,867円以上	5,167円未満	3,810円
5,167円以上	5,500円未満	3,990円
5,500円以上	5,833円未満	4,170円
5,833円以上	6,167円未満	4,340円
6,167円以上	6,500円未満	4,490円
6,500円以上	7,000円未満	4,650円
7,000円以上	7,667円未満	4,920円
7,667円以上	8,333円未満	5,160円
8,333円以上	9,000円未満	5,360円
9,000円以上	9,667円未満	5,530円
9,667円以上	10,333円未満	5,660円
10,333円以上	11,000円未満	5,760円
11,000円以上	11,667円未満	5,820円
11,667円以上	12,333円未満	6,000円
12,333円以上	13,167円未満	6,340円
13,167円以上	14,167円未満	6,840円
14,167円以上	15,167円未満	7,340円
15,167円以上		7,690円

この表により算定した失業保険金日額が、次に掲げる受給資格者の年齢区分に応じて定める額を超えるときはその額を、それぞれ失業保険金日額とする。

イ　受給資格に係る離職の日（ロにおいて「基準日」という。）において30歳以上45歳未満である受給資格者　6,990円

ロ　基準日において30歳未満である受給資格者　6,290円

○厚生労働省告示第三百七十二号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ九第四項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を次のように定め、平成二十一年八月一日以後に行われる失業の認定に係る期間中に自己の労働によって収入を得た場合について適用し、平成二十年厚生労働省告示第三百九十五号（船員保険法第三十三条ノ九第四項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を定める件）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の当該額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月十七日　厚生労働大臣　舛添　要一

千三百二十六円

○厚生労働省告示第三百七十三号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ十五ノ二第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める上限額を次のように定め、平成二十一年八月一日から適用し、平成二十年厚生労働省告示第三百九十六号（船員保険法第三十三条ノ十五ノ二第三項第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める上限額を定める件）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前の日に係る同条第一項第一号及び第二号に該当する者に係る就業促進手当に係る失業保険金の日額の上限額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月十七日　厚生労働大臣　舛添　要一

五千八百四十円

○厚生労働省告示第三百七十四号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十三条ノ十六ノ三第二項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める上限額を次のように定め、平成二十一年八月一日から適用し、平成二十年厚生労働省告示第三百九十七号（船員保険法第三十三条ノ十六ノ三第二項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める上限額を定める件）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、高齢求職者給付金の支給を受けることができる資格に係る離職の日が同日以前である当該高齢求職者給付金の支給を受けることができる者に係る高齢求職者給付金に係る失業保険金の日額の上限額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月十七日　厚生労働大臣　舛添　要一

六千二百九十円

○厚生労働省告示第三百七十五号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十四条第一項第二号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を次のように定め、平成二十一年八月一日から適用し、平成二十年厚生労働省告示第三百九十八号（船員保険法第三十四条第一項第二号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を定める件）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月における高齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月における高齢再就職給付金に係る支給限度額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月十七日　厚生労働大臣　舛添　要一

三十三万五千三百十六円

○厚生労働省告示第三百七十六号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十四条第六項（同法第三十五条第三項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を次のように定め、平成二十一年八月一日から適用し、平成二十年厚生労働省告示第三百九十九号（船員保険法第三十四条第六項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める額を定める件）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、同月以前の支給対象月について支給される高齢雇用継続基本給付金及び同月以前の再就職後の支給対象月について支給される高齢再就職給付金に係る当該額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月十七日　厚生労働大臣　舛添　要一

二千五十円

○厚生労働省告示第三百七十七号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十六条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める下限額及び上限額を次のように定め、平成二十一年八月一日から適用し、平成二十年厚生労働省告示第四百号（船員保険法第三十六条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める下限額及び上限額を定める件）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、休業を開始した日又は休業開始応当日が同月三十一日以前である支給単位期間における育児休業基本給付金に係る休業開始時給付基礎日額の下限額及び上限額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月十七日　厚生労働大臣　舛添　要一

下限額　二千五十円

上限額　一万三千九百八十円

○厚生労働省告示第三百七十八号

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十八条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める下限額及び上限額を次のように定め、平成二十一年八月一日から適用し、平成二十年厚生労働省告示第四百一号（船員保険法第三十八条第五項の規定に基づき、厚生労働大臣の定める下限額及び上限額を定める件）は、平成二十一年七月三十一日限り廃止する。ただし、休業を開始した日又は休業開始応当日が同月三十一日以前である支給単位期間における介護休業給付金に係る休業開始時給付基礎日額の下限額及び上限額については、なお従前の例による。

平成二十一年七月十七日　厚生労働大臣　舛添　要一

下限額　二千五十円

上限額　一万三千九百八十円